

やまがた共生オレンジ大使（認知症希望大使）設置要綱

（趣旨）

第1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）及び認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）に基づき、認知症の人が自らの意志によって、多様な主体とともに、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目指し、認知症の人が自ら発信し、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための活動を行う地域版の認知症希望大使として、「やまがた共生オレンジ大使」（以下「大使」という。）を設置する。

（任命及び任期）

- 第2 知事は、人格、意欲等から適任と認める者について、大使を任命する。
- 2 大使の任期は、原則として2年とする。ただし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。
- 3 大使としてふさわしくない行為等があったと判断した場合は、本人の同意の有無及び残存する任期にかかわらず、大使の任命を解くものとする。

（要件）

第3 大使は、次の要件を満たすものとする。

- （1） 山形県内在住であること
- （2） 認知症の診断を受けていること
- （3） 認知症の普及啓発に意欲があり、県等と連携・協力ができること
- （4） 氏名、年代、所在市町村名、病名、略歴、顔写真を原則公表できること

（決定方法）

第4 県が推薦等により候補者を募り、第3に規定する要件を満たし、適当と認められた者を任命する。

（活動）

第5 大使本人の希望や体調に合わせ、次により参加・協力が可能な活動を行うものとする。

- （1） 県及び市町村等が行う認知症普及啓発活動への参加・協力
- （2） 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
- （3） その他知事が必要と認めた活動

(活動依頼)

第6 活動依頼と報告は以下のとおりとする。

- (1) 県が大使に活動を依頼するときは、大使又は支援者に依頼するものとする。
- (2) 市町村等が大使に活動を依頼するときは、別紙1「やまがた共生オレンジ大使活動依頼書」を県に提出する。県は、内容に応じて大使又は支援者と調整を行い、活動する大使を紹介する。依頼元の市町村等は活動終了後、別紙2「やまがた共生オレンジ大使活動報告書」を県に提出する。

(経費の負担)

第7 大使が活動を行った場合は、依頼元が依頼元の基準により大使及び支援者(1名を上限とする)に対して経費を支給する。

(事務局)

第8 事務局は、「山形県健康福祉部高齢者支援課」に置くものとする。

附則

この要綱は、令和7年1月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月11日から施行する。